

ひとり親世帯へ 臨時特別給付金のご案内



- 厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター☎0120-400-903平日午前9時～午後6時
- 八千代市役所子ども福祉課☎483-1151
- 八千代市ひとり親世帯臨時特別給付金ページ



子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。詳しい内容は市HP「ひとり親世帯臨時特別給付金」に掲載していますのでご覧ください。

給付金

基本給付 1世帯 5万円 第2子以降1人につき3万円加算されます

追加給付 1世帯 5万円 家計が急変し、収入が減少した人のみ

対象

18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童、もしくは20歳未満の障害を持っている児童を監護等しているひとり親（児童扶養手当法に定める養育者等を含む）で下の表に該当する人。

| | 児童扶養手当受給者 | | 公的年金給付等受給者 | | 家計急変者 |
|----|---------------------|------|---------------------------------------|------|--|
| 対象 | 2年6月分の児童扶養手当が支給される人 | | 公的年金等を受給していて、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人 | | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人 |
| 給付 | 基本給付 | 追加給付 | 基本給付 | 追加給付 | 基本給付 |
| 条件 | なし | ① | ② | ① | ③ |
| 申請 | 不要 | 必要 | 必要 | | 必要 |

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した。
- ②2年5月末時点でひとり親の人で、公的年金給付等（非課税のものを含む）の受給額を含めた平成30年度中の収入額が、児童扶養手当を受けられる水準を下回る。
- ③申請時点でひとり親の人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、年金を含めた2年2月以降の任意の1か月（ひとり親の要件に該当した翌月分以降）の収入×12か月が、児童扶養手当を受けられる水準を下回る。

手続き

市の窓口へ直接または郵送でご提出ください

8月は特別窓口でも受け付けます。申請後、書類審査により支給を決定、口座に振り込みます。申請書は特別窓口での配布やHPからも入手できます。送付希望の方はご連絡ください。

【申請期間】 8月3日(月)～3年2月28日(日)(必着)

【支給予定】 8月末～決定後順次支給

特別窓口を開設します

児童扶養手当現況届・ひとり親世帯臨時特別給付金受付特別窓口

8月3日(月)～31日(月)
平日午前9時～正午・午後1時～5時
市役所2階第1会議室

- 9日(日)は休日窓口を開設します。
午前9時～正午・午後1時～4時受け付け
- 11日(火)～14日(金)は午後7時まで受け付け。
10日(祝)は受け付けていません

広告

広告